

2020年（令和2年）5月1日

在学生（学部生・大学院生）並びに保護者の皆様

東海学園大学
学長 松原 武久

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急修学支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動や日常生活はもとより、私どもの教育・研究活動にも大きな影響が出ています。このような状況のもと、本学では、オンラインによる授業を5月11日からスタートすることとしております。遠隔授業であっても例年と変わらぬ教育の質が維持できるよう、教職員は様々な取り組みを行っております。

学生並びに保護者の皆様におかれましても、新型コロナウイルス禍に伴い、多くの困難に直面し不安な日々をお過ごしのことと存じます。このたび、本学では、保護者の皆様で組織する「教育後援会」及び卒業生の皆様による「同窓会」の協力もいただき、学生が安心して勉学に取り組むことができるよう、下記の通り緊急修学支援策を実施することといたしました。

この難局を乗り越えて、多くの学生が集う活気あふれるキャンパスに戻ることを心待ちにしています。今後も本学の教育研究活動に対し、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 全学生への緊急修学支援金の給付

学修環境を整えるための緊急支援金として、在学生全員に対して一律50,000円を給付いたします。詳細については決まり次第お知らせします。

2. 審査に基づく修学支援金の給付

新型コロナウイルス感染症の影響で（雇用の喪失や収入の急減など）家計が急変し、勉学の継続に支障をきたした方を対象にして、支援金による緊急措置を講じます。詳細については決まり次第お知らせします。

3. 学納金納付期限の延納措置

令和2年度春学期学納金の納入につきましては、「学納金延納願」をご提出いただいた方を対象に、最長納付期限を令和2年8月7日（金）まで延長します。

以上